

生保裁判連第10回総会・交流会

取り戻そう、生きる権利をめぐらす



〈日 時〉 2004年9月5日（日）午前9時半開場・10時開会～午後4時

〈会 場〉 西日本総合展示場 〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1

Tel 093-511-6848 ●JR小倉駅から徒歩3分

全国生活保護裁判連第10回総会・交流会への参加を心からお待ちしています。

弁護士 高木佳世子

北九州市は他の政令市の保護率が軒並み上昇を続ける中、平成13年5月まで保護率を下げ続けてきました。今でこそ微増傾向にありますが、小泉「構造改革」の当然の結果としての失業增加・就職難の中、本当は保護率の微増ですむはずがなく、多くの人が最低生活以下の生活を強いられているに違いありません。福祉事務所の窓口では、困り果てて申請に来た市民に対して、「税金なんだから簡単にはやられん」「何でも保護するわけにはいかない」などと言って、申請書を渡さず相談扱いにして追い返すといったことが続いています。

能力主義、自己責任といったことばがもてはやされる中、弱者に対する視線は冷たさを増す一方ですが、この北九州の総会で、共に生きる社会の実現のために、一歩を踏み出す勇気を皆さんと分かち合いたいと思います。ご多用のところとは存じますが、ぜひ多くの方々にお集まりいただけますよう、よろしくお願ひいたします。

生保裁判連 ニュース

第一四号 二〇〇四年八月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 竹下法律事務所
(075-241-1111四四)

札幌敷金返還訴訟の現状と展望

弁護士 竹下義樹

病弱な子どものためにケー
スワーカーにも相談して日
当たりのいいアパートに
引っ越ししたら：

札幌地裁で審理が続いている
「札幌敷金返還決定取消訴訟」
は、証拠調べも終わり、いよいよ
九月十五日が結審の予定です。

本件は、生活保護を受けている
母子家庭が二女の病状改善を
目的に転居した後に、転居先の
家賃を偽って申告したとして、

いつたん支給された一時金（敷
金、不動産仲介手数料及び移送
費）の返還を命じられた事件で
す。Aさんの二女は、小児喘息で
頻繁に発作を起こしていました。
他方、Aさん一家が住んでいた
マンションは、日当たりが悪く
じめじめしていたことから、A
さんは医師のアドバイスにより
日当たりのいいマンションに
引っ越したいと考えました。

そこで、Aさんがそのことを
担当のケースワーカーに相談し
たところ、ケースワーカーはA
さんの住んでいたマンションが
日当たりの悪いことを確認した
上で、Aさんに「医師の意見書が
あれば引っ越ししてもいいですよ。
引っ越し費用も出ます。」と言つ
たので、Aさんは早速転居先を
探しました。ただ、Aさんとして
は、二女の通っていた病院から

遠くなることを避け、さらには子

どもたちが通っていた保育園との
関係も考えて、同一学区内で転居
先を探しました。その結果、どう

しても基準家賃内での転居先が見
つからず、やむなく基準家賃を超
えるマンションに転居することに

しました。Aさんは困って仲介業
者に相談したところ、仲介業者か
ら転居先の家賃を基準家賃として
申請すれば大丈夫というアドバイ
スを受けたので、そのことをケー
スワーカーに話しました。Aさん

はケースワーカーからも「基準家
賃で申告しなさい」とアドバイ
スされたので、仲介業者から受け
取ったマンションの重要事項説明
書を福祉事務所に提出した。

ところが、Aさんが転居して
三ヶ月ほどしてから、新たに担当
となつたワーカーが、突然申告さ
れた家賃が偽りであるとして、虚
偽申告を理由に敷金等を返還せよ
と言わしめたのです。

結局、福祉事務所はAさんに対
し生活保護法七八条を適用し、A
さんに不正受給があつたとして返
還命令を発しました。

の申告をした訳ではないし、特に
利得をしている訳でもなく、しか
も当時のワーカーの了解の下に申
告したにすぎないから「不正受給」
といわれることに納得できないと
して、返還命令の取消訴訟を提起
したのです。

提訴後、双方の主張が提出され
た中で、福祉事務所は突然Aさん

には引っ越しの必要もなかつたの
だとまで言い出しました。平成十
六年二月五日に担当ケースワー
カーの証人尋問が実施され、ワー
カーはAさんに「基準家賃として
申告しなさい」というアドバイ
スをした点は否定しましたが、転居

前のマンションは日当たりが悪く、
Aさんに引っ越しを助言したこと
や申告書は自ら記載したことを見
めました。

本件では返還命令を受け取つた
日がいつであるか（Aさんが返還
命令をみた日がいつであるか）も
問題となつており、審査請求の申
立期間遵守の有無も争点になつて
います。

六月二十四日にはAさん本人と
返還命令を決定した当時の係長及
び担当ケースワーカーの尋問が実
施されました。六月二十四日の尋
問では、Aさんの生活実態を裁判
所に知つてもらうとともに、Aさ
んの生き様、とりわけAさんが小
児喘息の二女を含め三人の子供と

だましたわけでもなく、利
益を得ているわけでもない
のに、どうして「不正受
給」？

Aさんとしては、積極的に不実
の申告をした訳ではないし、特に
利得をしている訳でもなく、しか
も当時のワーカーの了解の下に申
告したにすぎないから「不正受給」
といわれる間に納得できないと
して、返還命令の取消訴訟を提起
したのです。

ともに必死に生きていることを明確にし、本件は決してAさんの不正行為によるものではないことを明確にできました。また、現在の運用基準としての通達が不合理なものであることや現実の運用としても本件のようなケースで法七八条が適用されていないことも明らかにできました。

今後は学者の意見書と最終準備書面を提出し、九月十五日には結審の運びとなりました。年内には判決が言い渡される可能性もありました。

●弁護士、司法書士、現場の支援者などでホームレスが抱える法的な問題について情報交換

●ホームレスに対する相談活動に弁護士や司法書士などの法律家が関わる取り組みが各地で行われるようになりました。その中で、借金問題を抱えるホームレスが多数存在し、取り組みが各地で行われるようになつてきました。そこで、借金問題に対する裁判による救済が求められるなど、ホームレスに対する法的な支援が不可欠であることが再認識されています。他方、各地の取り組みは、「点」として存在しているのが現状で、各地の活動において十分な情報交換や連携がなされできませんでした。これらの「点」を結んで網

ますので、みなさんのご支援をお願いします。



ホームレスへの法的支援を網の目のように！

◆六月六日「ホームレス法的支援交流会」の報告

弁護士 舟木 浩

の目のようなネットワークとして、ホームレスに対する法的な支援を広げ、より充実したものにしていくことが必要です。また、行政の誤った法運用に対し、多数の法律家が連携して、法的な観点から具体的に問題点を指摘し、早急な是正を求めてい

メーリングリスト立ち上げ、
引き続き交流会の開催確認
次は、十月二十三日東京で

場を使い、六日の午後から「ホームレス法的支援交流会」を開催しました。東京、大阪、名古屋、神戸、静岡、京都の各地で活動を行っている弁護士、司法書士、現場の支援者などが中心となり、約三十名が集まって、ホームレスが抱える法的な問題について情報交換や意見交換を行いました。

東京、大阪、京都などで

創意ある取組み！

その中で、寸劇を取り入れた当事者向けの法律教室や街頭での相談会を実施している東京の取り組み、法律扶助協会に働きかけてホームレス支援のための生活保護の申請代理や償還免除等につき特例措置を認めさせた大阪の取り組み、各地の具体的な取り組みが報告されました。また、直前に起こった隅田川における排除について、法律家連名による申入書が歯止めとして効果を発揮したことの報告もありました。さらに、各地における相談活動から、借金や生活保護の問題以外にも、携帯電話の名義貸しや養子縁組による被害が生じていることなども報告されました。

入りやすく、出やすい、
そして安心できる生活保護を！

◆生活保護改革山場

裁判連事務局

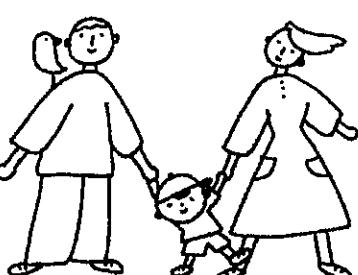
注目すべき前向きの論議

昨年八月から厚労省に専門委員会が設置され、国の生活保護改革の検討が始まりました。当初この八月にも「まとめ」がだされる予定でしたが、九月十月まで議論を続行する

「育扶助」は、高校まで拡大する。「母子加算の削減は認められない」ことなども「まとめ」がだされる予定ですが、九月十月まで議論を続行する結果、残念ながら老齢加算の削減が強行されました。が、今年になつてから

2

の論議は、「入りやすく、出やすい生活保護」を目指す前向きの論議が進んでいます。専門委員である布川報告でその一端がレポートされていますが、例えば、「資産」では、保護開始時の保有預貯金は、最低生活費の3倍程度まで認める。「能力」では、保護開始時は、稼動の意思のみの確認に止め、活用については、受給後の自立支援の問題とする。「扶養」では、生活保持義務関係（夫婦相互間、未成人子に対する親の義務）に限定。「教



全国で九会場一〇〇〇人を超える連鎖集会、
老齢加算削減処分取消審査請求五〇〇件提起！

今年になつてからの専門委員会での変化は、その要因として、①市民生活と生活保護制度との矛盾の深刻さ、②関係者の取組み（シンポ・集会の連続開催・二月から東京二回、千葉、京都二回、大阪、神戸、広島、福岡など九会場一〇六五名）、③関係団体の文書・申入れ（知事会、障害者団体、ひとり親団体、公扶研など）、④専門委員の奮闘、④中嶋訴訟最高裁勝訴、老齢加算削減処分取消の審査請求が全国で五〇〇件以上提起されたことなど、生活保

護争訟の前進、などが上げられます。

財政審、母子加算の削減などむき出しの保護抑制を求める。逆流を許さず、運動の発展を

しかし、○四財政審の建議は、むき出しの新自由主義の立場に立ち、母子加算など給付水準の更なる削減を求めています。また、大阪市など一部自治体は、生活保護の更なる抑制の

ために資産調査の権限強化を国に要望しています(14.6.19〔読売〕)。このような「逆流」を許さず、母子加算削減を許さない取組みなど、専門委員会の前向きの論議を生かすいっそうの奮闘が求められています。



生活保護改革を考える神戸集会

—10名で大成功

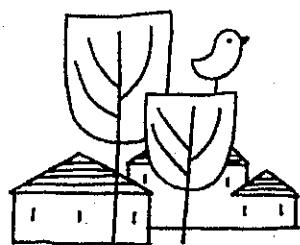
△様々な団体が一堂に。「生活保護を考える

ひょうごネットワーク」結成へ

神戸女子大学 松崎喜良

さる二月二八日に神戸市の総合福祉センターで、各地に先駆けて「生活保護改革を考える神戸集会」を開催した。数十人の定員の部屋を準備したが、すぐに部屋は一杯になり、やがて一一〇人の人が通路や演台にまであふれてしまった。これまで

兵庫県では、兵庫県生活と健康を守る会、ひょうご福祉ネットワーク、神戸の冬を支える会、高橋古川不当



「生活保護の在り方専門委員会」の議論から

静岡大学 布川日佐史

はじめに

社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方にに関する専門委員会」は、昨年八月の発足以来、ます

は生活扶助基準、加算、改定方式の見直しなどを議論し、十二月に「中間取りまとめ」を提出した。どうい

うわけか専門委員会の一員に選ばれ、加算を廃止せよとの強い外圧のかかつた「しんどい」議論に加わることとなつた。老齢加算についての

結論は「廃止の方向で見直すべきである」、ただし、高齢者の社会生活に必要な費用に配慮する、激変緩和の措置を講じる、ということになつた。これを受けて、厚労省は老齢加算の段階的廃止を四月から実施し

た。自分としては充分な議論を展開できなかつたと反省している。「中間取りまとめ」の問題点について

は、竹下・大友・布川・吉永編著『生活保護「改革」の焦点は何か』(あけび書房)で批判的に検討した。

生活扶助基準の妥当性の検証を始め、再検討が必要な点がたくさん残つてゐる。

専門委員会は二月から自立支援と保護の要件を議論してきた。7月末には最終報告が取りまとめられるはずである。ここでは専門委員会に参考するべき、という

集会の成功は、生活保護の重要性を考えている人々がたくさんいることに確信をもつことができた。この集会の成功をきっかけに、当面、真の生活保護改革が実現するまで「生活保護を考えるひょうごネットワーク」が作られ、活動が継続されていくことになった。

1 老齢加算の削減・廃止

老齢加算の削減に対して、現在、全国で不服審査請求が起きている。

これがどのように進展していくのか注目している。専門委員会では、①老齢に伴う特別ニーズを、七〇歳から包括的、定型的に加算という形で一括給付する根拠はない、②加算を廃止しても、最低生活費を割り込むことはない、③老齢に伴うニーズは、一類費の年齢別需要額の決定などへ反映させる、などの議論をした。

加算の廃止に対する運動の課題は、二つあるように思える。高齢者の加齢に伴う特別需要を個人ごとに認めさせる運動と、加算の廃止で高齢者全体が最低生活以下に落ち込んてしまつたことを批判し、高齢者全体会の生活扶助費の引き上げをめざす運動と、どちらもありうるように思える。

加齢に伴う特別需要があるのに、加算を減らされてしまつた保護利用者は、今すぐ、必要な特別需要分を申請するしかない。それをちゃんと認定されるようにならなければならぬ。これが前者の運動である。

専門委員会は、高齢の保護利用者がどんな社会生活をおくつているのか、データをもとに検証した。それによれば社会的孤立の状態に近い実態であることは明らかであり、社会参加のニーズを充たせるよう改善が

必要であると確認をした。加算といふ形態ではなく、「社会参加扶助」を創設するとか、「高齢者の一類費を増額する」ことによってニーズを充足すべし、という結論である。「加算と

いう形態での給付は廃止するとして充が並行しなければならない」、これが大方の委員の認識であった。現実は、老齢加算の廃止だけが先行して、現状は高齢者の最低生活の需要を充たしていない、ということになる。

老齢加算の削減が保護利用者の生活にどんな影響を与えたか、その深刻さを明らかにし、最低生活を割り込んでいると厳しく批判するのが後者の運動の柱になるだろう。専門委員会でのこうした議論も、その運動の論拠に生かすことができるだろう。

二月以降の専門委員会は、「使いやすく、出やすい、自立支援型」の生活保護への転換が共通認識になり、昨年末までとは違う雰囲気で、「保護の要件」、「自立援助」の改善を検討してきた。

2 自立支援型の生活保護へ

保有が認められる資産については、土地・家屋、(自動車)、現金・金融資産、だけを規制対象とし、その他の生活用品は原則保有を認めるべき、という意見もあった。入り口ができるだけ広げ、なるべく



早めに生活保護にアクセスできるようになる、生活再建のため一定の資産保有を可能にする、保護からでた後の不安定な期間を支えられるよう

する、との方向性は共有されている。

私的扶養の優先については、家族

関係の変化を踏まえ、扶養義務の履行を求める範囲を「生活保持義務關係」、すなわち(同居している)夫婦間と、未成熟子の親に限定すべきと合意した。

教育扶助は、高校までということを確認した。

生業扶助は、保護利用者はもとより「おそれのある者」にも使いやすくするという議論をした。貧困の予防として生業扶助を活用すべきである。こうして単給をする際の適用基準を、早急に詰めなければならぬ。

勤労控除の額を大幅に拡大し、貯蓄できるようにし、それをもとに保護脱却を促進しようという意見もあつた。就労に伴う増加需要の補償という位置づけではなく、就労インセンティブや自立の準備という位置づけに軸足を移そうというのが大方の意見であつた。

自立支援サービスとして、まずは負債、病気、生活などに関わる様な問題への相談援助が必要であり、

就労支援、就労の場の提供を段階的かつ柔軟に提供する総合援助体制を創ると

事務局も含む共通の問題意識である。

教育扶助の改善は最高裁で勝訴した中島学資保険裁判が投げかけた課題であり、当然である。その他、生保にいると思われるが、積み残しがあると指摘いただきたい。

裁判連の成績の多くがここに反映している

いると思われるが、積み残しがあればご指摘いただきたい。

3 稼働能力活用要件の見直し

稼働能力活用要件については、どんなまとめになるのかまだ先が見えない。私自身は、稼働能力のある人を保護の入り口で排除するような運用は保護の入り口ではなく、保護受給中の要件(消極要件)であり、ケースワーク、自立支援の課題であるといふ主張を繰り返している。また、利用者とケースワーカーとの信頼関係を最初から壊してしまうような現状では、自立支援どころではない。利用者の権利と義務(六十条)、指導・指示(二十七条)、指示等に従う義務(六十条)の見直しも必要である。私がどんな意見述べているかは、厚生労働省のHPで、提出した資料ともども公開されているので、ご参照の上、ご批判いただければ幸いである。

議論の過程で、林訴訟の意義をあらためて認識することができた。林訴訟は、稼働能力のある人を保護の対象としないという誤った運用を糾弾し、就労可能であろうと生活に困窮した人へ保護を適用するのは当然のことだと厚労省に認めさせた。当たり前のことだが、林訴訟でそれを確認する前に、どれだけ悔しい思いや、取り返しのつかない悲劇を引き起こしてきたことか。

林訴訟の意義は、それだけでなく、いうのは、

稼働能力の活用を保護の積極的要件とする従来の運用が論理的に成り立つるのか、司法と厚生労働省にギリギリまで迫つたというところにもあるのではないだろうか。林訴訟は

「稼働能力を活用しているなら、保護の要件を充足する」が、林さんは「稼働能力を活用していない」といふ名古屋市・厚労省の立場に対し、「現に職がなく、稼働能力の活用ができないでいる失業者は保護の要件に欠けるのか」と根本的な問い合わせを受けた。そこからでてきたのが、稼働能力の活用の意思があるのに、活用の場がない場合は、能力を活用しているわけではないが、「能力を活用していないとはいえないの

で、保護の要件を充足する」という判決である。「能力を活用している」でもない、「能力を活用を要件としない」でもない。「能力を活用していない」といふ状態と、「能力を活用している」といふ状態のあいだに、「活用していない」といふ状態が現実に存在する、という論理である。稼働能力を活用していることが保護受給権の生じる条件だとする限り、すなわち、稼働能力活用を保護の受給権を成り立たせる積極的要件と位置づけてい

る限り、こういう状態を想定しないと、失業した人への保護は可能にならない。このことを、林訴訟が明確にしたのである。

申請者の立場からするなら、「稼働能力活用の場がある」「仕事はある」ということを、実施機関の側が、その人にふさわしい仕事を具体的に示すというやり方で立証すべし、という結論になる。

現在の生活保護法に欠格項目はない。しかし、厚労省は稼働能力活用を積極的要件と位置づけ、実際には、「就労の意思に欠ける者」、「稼働能力を活用していない者」を保護から排除する運用をしてきた。林訴訟は、「無差別平等」・「必要即応」という生

活保護の根本原則と、実際の運用とが大きく乖離している現実を前にして、「これをちゃんと説明してみろ」と司法と厚労省に迫り、ギリギリのところへ追い込んだのだと思う。

林訴訟で確認した余地を押し広げていくことが、一つの方向性だろう。判決を受けて厚労省は、「稼働能力を活用していないとはいえない」の判断を、その人に「就労の意思が有ること」と、「稼働能力活用の場がないこと」をもとにおこなうとしてきた。「意思が有る」と「稼働能力活用の場がない」をどう判定するかを争い、基準を明確にし、保護の適用を広げていくという方向である。この二つの判定基準を確定し、恣意性に任せないようにするのは必要かつ重要な課題である。しかし、「稼働能力活用の場がないこと」はどのように証明できるのだろうか? 有効求人倍率などの一般統計を判断基準とするなら、「仕事がなかつたとはいえない」と結論されてしまう。職安の求人件数がゼロにならない限り、「仕事がなかつたとはいえない」のである。

むなしの作業になってしまふというのは情緒的な言い方である。こうした状況への批判を論理的に組み立てられればと思うのだが、力不足のため成功していない。現時点での私なりの考え方をまとめてみよう。

「稼働能力を活用しているか、していないかの判断」として、現在三つのバリエーションが混在している。(1)「稼働能力を活用しているから、保護の要件を充足する」という判断、(2)「稼働能力を活用していないので、保護の要件を充足しない」という判断、(3)「稼働能力を

しかし、現状のままで、現場のワーカーの方々がこれをやつたら、むなし作業になつてしまふのではないかと、私は思い続けてきた。実施機関が、保護申請者にふさわしい仕事を捜すのは、「あなたにぴったりの仕事があります」た。でも、あなたは、その仕事を自分で見つけず、そこに就職していません。就職する可能性があつたのに、あなたは努力をしていません。それはあなたに就労の意思が欠けているためです。よつて、あなたは稼働能力を活用していません。お引取り下さい」と言つたため

の作業となる。保護を出さないために、その人にぴつたりの仕事を捜すという仕事を捜すのは、その人の就労を援助するためというのが、実施機関本来の仕事のはずだ。

カーナビがこれをやつたら、むなし作業になつてしまふのではないかと、私は思い続けてきた。実施機関が、保護申請者にふさわしい仕事を捜すのは、「あなたにぴったりの仕事があります」た。でも、あなたは、その仕事を自分で見つけず、そこに就職していません。就職する可能性があつたのに、あなたは努力をしていません。それはあなたに就労の意思が欠けているためです。よつて、あなたは稼働能力を活用していません。お引取り下さい」と言つたための作業となる。保護を出さないために、その人にぴつたりの仕事を捜すという仕事を捜すのは、その人の就労を援助するためというのが、実施機関本来の仕事のはずだ。





活用して
いないと
はいえな
いので、
保護の要
件を充足
する」と

う判断するかではなく、「活用していないとはいえない」をどう判断するかにシフトしてしまっている。本筋は「活用していない」を判断するはずだが、論点が違つてきたよう見える。

扶助状態の人たちに対し、実施機関は生活扶助等を給付しつつ、自立援助・就労援助をする。生業扶助を活用し資格・能力向上の機会を提供し、さらに、具体的な就労先を斡旋する。

もちだしてみたが、事務局との間の解決論争に終わってしまった。論理の問題もしくはスジとしてちゃんと詰めていく課題が残っている。自立支援のためには、要件の見直しが必要だという主張の方が、とおりがいいのかもれない。最低生活を保障せよということと、自立支援を早めに開始せよということを、セットで打ち出すことが新しい局面を開くようと思える。

おわりに

ている諸悪の根源は、こうした中央からの財政コントロールにあるのではないかと思う。生保裁判連の運動が、要扶助者の立場から、福祉の基礎構造改革が現場にもたらしている弊害を顕在化させ、問題の根本に迫つていくことになると確信している。

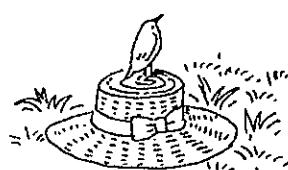
用するため就労しようと努力しようと、稼動能力を話も停まつてゐるなし、稼動能力をも就職活動が十分できない場合もある。こうしたことから就労できないでいるのだから、稼動能力を活用していくことはならない、という解釈を定できればと、というのが最小限のいである。

4 保護利用者の義務と権利

三位一体改革によつて、生活保護の枠が、中央と地方、官と民という座軸のなかで、大きな変容を迫られてゐる。ここにちゃんと目を向けないとけない。級地の変更、国庫負担率を

5 地方分権の中での生活保護

三位一体改革によって生活保護の大枠が、中央と地方、官と民という座標軸のなかで、大きな変容を迫られていく。ここにちゃんと目を向けてないといけない。級地の変更、国庫負担率を



たとしても、それは、①とは別である。「活用していないとはいえない」という判断は、「活用している」という判断とはまったく別の判断をすることになるのである。

③がセットになるのは、②とである。「活用していない」の判断と、「活用していないとはいえない」の判断が、対になるのである。

林訴訟の一審は、①の「活用していない」かどうかを争つた。被告の市は「活用していない」、原告の林さんは「活用していないとはいえないではない」かどうかを主張し、判決は原告の主張を認めた。二審判決以降、厚労省は、「活用していないといえない」かどうかを判断するとの立場に立ち、「能力活用の意思があるか」「稼動能力を活用する場がないか」を判断基準とする、としてきた。本年二月以降、厚労省事務局が専門委員会に提出してきた資料は一貫してこうした内容のもとであつた。「活用していない」をど

は、保護受給権の成立を妨げる要件、もしくは、いつたん成立した保護受給権を消滅させる要件、保護の消極的要件、権利障害要件であり、「稼動能力を活用していないので、保護の要件を充足しない」という判断をするのである。

では、どういうやり方で、「稼動能力を活用していない」を判断するのか。ここもイメージがそれぞれに異なることだろう。ちゃんと議論をする必要を感じる。原則とすべきは、実施機関が、あなたにふさわしい仕事があると具体的に提示して、それを拒否し続けた場合、「稼動能力を活用していない」と判断できるということである。ケースワーカーがその人にある仕事を提示するという作業は、今度は自立支援の一環に位置づけられているのである。

明確にすることが、まず大切である。林訴訟は、①の立場だった厚労省を追い詰めた。すると厚労省は判決を受け、「実は③を判断します」とすり抜けたということだろう。しかし、実は、①と③はセットにならない。(3)の判断の具体的な基準を設定したと

結論として言いたいのは、稼働能力の活用の有無を判断するということは、稼働能力活用を保護受給権を成立させる積極要件として位置づけ、「稼働能力を活用していくから、保護の要件を充足する」という判断をする、もしくは、「稼働能力を活用していないとはいえないでの、保護の要件を充足する」と判断する、のいずれでもないとい

活用していいないと
はいえないので、
保護の要件を充足
する」と
結論として言いたいのは、稼働
する判断するかではなく、「活用していないとはいえない」をどう判断
するかにシフトしてしまっている。
本筋は「活用していない」を判断するはずだが、論点が違ってきたよう
に見える。

扶助状態の人たちに対し、実施機関は生活扶助等を給付しつつ、自立援助・就労援助をする。生業扶助を活用し資格・能力向上の機会を提供し、さらに、具体的な就労先を斡旋する。

引き下げるという方針や、NPOや社会福祉士会なども含む相談援助体制作りということで、サービス供給主体の多様化の話も出てきている。国庫負担率を引き下げられれば、生活保護改革に取組む自治体は、そ

て いる諸悪の根源は、こうした中央
からの財政コントロールにあるので
はないかと思う。生保裁判連の運動
が、要扶助者の立場から、福祉の基礎
構造改革が現場にもたらしている弊
害を顕在化させ、問題の根本に迫つ
ていくことになると確信している。

財務省の財政制度等審議会が、専門委員会の議論と正反対の建議を出した。専門委員会へ圧力が強まるだろう。とはいえ、委員は福祉や生活保護の専門家である。専門委員会としては、積極的に評価していくただける改善案をまとめることができると確信

最高裁で続けて勝つことができる
というのは、社会状況が変化し、現状
を放置できなくなつてゐるといふこと
との現われだろう。生活保護の具体
している。

的な改善が
実現できる

かどうかは、
これから社
会的な運動
が広がるか
どうかにか
かつてゐる。

